

日本病院会の

# 現金総合保険のご案内

(コーポレートマネーガード保険・動産総合保険)

日病団体契約なので  
一般で加入するより**保険料が割安!!**

(団体のスケールメリット)

最近、貨紙幣・有価証券類の盗難および強盗事件が多発しています。特に病院は第三者の出入りが可能であるために、病院での現金盗難等の被害が目立ってきております。また金融機関の集金業務が縮小する中、金融機関への預入れ等を目的とした輸送リスクも増しております。このような盗難・強盗

等による被害をカバーする保険として「現金総合保険」をご案内申し上げます。ご検討いただき本保険の積極的なご活用をおすすめします。

契約コースとしては、下記の2つのコースがあります。

1. 保管中+運送中補償
2. 保管中のみ補償

いずれのコースも低廉な保険料、かつ簡便な方法にて加入できるように設計されております。

**銀行への預入れ等携行中の盗難事故が多発していることもあるため、「保管中のみ補償」にご加入の病院さまにおかれましては、是非とも「保管中+運送中補償」への切替をご検討いただきますようお願い申し上げます。**

この団体契約は、一般社団法人日本病院会を契約者とする団体契約です。一般社団法人日本病院会会員が開設もしくは、管理している医療機関以外にはご加入できませんのでご注意ください。

## 保険期間


2023年3月25日  
午後4時から1年間

## 募集締切

2023年3月3日(金)まで  
\*ただし、中途加入は随時受付けております。

**一般社団法人 日本病院会**

### 取扱代理店

 株式会社日本病院共済会  
東京都千代田区三番町9-15  
ホスピタルプラザビル1階  
〒102-0075 電話 (03) 3264-9888

## 目 次

1. 「保管中+運送中補償」と「保管中のみ補償」の違い … P 1
2. 現金総合<保管中+運送中補償> … P 2~5
3. 現金総合<保管中のみ補償> …… P 6~7
4. ご加入の手続きについて …… P 8~10

### 「保管中+運送中補償」と「保管中のみ補償」の違い

		保管中+運送中	保管中のみ
主な補償危険	保管中	○	○
	運送中	○	×
	火災・爆発	○	○
	盗難・強盗	○	○
	風水災	○	△（水災補償対象外）
	置き忘れ	△（運送中補償）	×
対 象	貨紙幣・小切手類	○	○
	有価証券等	○	○
貨紙幣の偽変造リスク		○	×
ファイナンス機能 ※		○	×
保険金額の自動復元		○	○
保 険 金 の 支 払 い		実損払い	比例てん補払い
自己負担額（免責金額）		なし	10,000円 (全損・火災、落雷、盗難または爆発を除きます。)

(注) 「保管中のみ補償」の場合は、営業（診療）時間外は耐火定置式金庫に保管中のみ補償対象となります。（手携げ金庫等保管中は補償対象外です。）

※P 3の即時払制度をご参照ください。

## 現金総合保険 〈保管中+運送中〉

—コーポレートマネーガード保険—

## ① 保険契約者

一般社団法人 日本病院会

## ② 加入対象者・被保険者（保険金受取人）

- ①「代表者が日本病院会の会員である病院（医療施設）」
- ②「①が属する法人」
- ③「代表者が日本病院会の会員である法人」
- ④「代表者が日本病院会の会員である法人の傘下の事業所」

## ③ 保険の対象および補償の範囲

病院業務（病院所有）にかかわる保管・輸送中の貨紙幣類（含小切手）、有価証券

【注意】次のものは補償の対象となりません。

- ①役職員が個人所有をしている現金など家計用の下記「貨紙幣類」・「有価証券」
- ②患者さまから預かった現金など第三者より受託した下記「貨紙幣類」・「有価証券」
- ③新株券、タクシーチケット（未使用・使用済みの如何を問いません。）

## 【貨紙幣類】

①貨紙幣（外国通貨を含みます。） ②トラベラーズチェック ③郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車重量税印紙、登記印紙、健康保険印紙 ④金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券 ⑤クーポン券、乗車券（定期券・航空券を含みます。）、高速道路回数券、入場券（前売券を含みます。） ⑥プリペイドカード（テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード） ⑦記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎりません。） ⑧郵便為替、利札、宝くじ（抽選日前にかぎりません。）、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票 ⑨小切手（線引であるか否かを問いません。） ⑩金・銀・白金の地金（クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。）、ダイヤモンド原石

## 【有価証券】

①国債証券 ②株券（新株券を除き予備株券を含みます。） ③公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証券 ④手形、C.P.（コマーシャルペーパー） ⑤株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャルペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証 ⑥預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合を除きます。）

【保管中とは】 加入依頼書記載の保管場所（病院事務所等）

※保管場所が複数になる場合は、必ずすべての保管場所を加入依頼書にご記入ください。

【輸送中とは】 日本国内各地相互間。ただし輸送方法は、書留郵便（簡易書留を含みます。）、携行便、護送便、自動車貴重品扱※、鉄道貴重品扱※、航空機貴重品扱※にかぎりません。

※貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。

※携行便とは、被保険者もしくは使用人等が自ら保険の目的を実際に持ち運ぶ輸送方法をいいます。携行人は鉄道、自動車、航空機などあらゆる輸送機関を利用して差支えありません。



## 4 保険金をお支払いする主な事故

1. 日本国内において、保険期間内に保険の対象物に発生したほとんどすべての偶然な事故が対象となります。主なものは以下のとおりです。
  - ①火災、爆発による焼失、消失 ②金庫破り、ひったくり、強盗、盗難 ③自動車、鉄道、カーフェリー、航空機などの衝突・転覆・墜落 ④貨紙幣（外国通貨を含みます。）の偽造または変造（てん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額が限度 ※1事故、保険期間通算）
2. 次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。
  - ①公示催告および除権決定の手續きに要した費用（ただし、株券については株券喪失登録の手續きに要した費用） ②保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料 ③遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、「貨紙幣類・有価証券合算」の加入者証記載のてん補限度額（支払限度額）の20%をもって限度とします。 ④「貨紙幣類・有価証券」が再発行された場合は、それに要した費用。

## 5 保険金をお支払いできない主な事故

- ①加入者、被保険者の故意、重大な過失 ②戦争、暴動、ストライキ、公権力による処分 ③地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災 など ④保管中に生じた紛失、その他原因不明の数量不足 ⑤10人以上の群衆・集団の全部または一部による暴行など
- ⑥使用人（従業員、アルバイト等）の故意、重大な過失、横領 ⑦貨紙幣以外の保険の対象に対する偽造または変造 ⑧勘定間違い、支払の過誤または受取不足などの出納過誤による損害
- ⑨取引相手による詐欺 ⑩恐喝 ⑪身代金の支払い ⑫コンピューター犯罪 など

## 6 保険金のお支払方法

1事故てん補限度額（支払限度額）を上限に実際の損害額を保険金としてお支払いします。

### 損害保険金＝損害額（1事故てん補限度額（支払限度額）上限）

※自己負担額はありません。

（コーポレートマネーガード保険特別約款第7条に規定された保険価額に基づきます。）

手形・株券などの有価証券（国債証券を除きます。）の事故の場合、公示催告等の約款上定められている諸手続きをしていただくと、即時払として貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額（支払限度額）の10%を限度に保険金をお支払いします。この即時払制度を利用することにより、事故の際に緊急に資金手当をする必要がなくなり、金利負担を軽減することができます。

#### 即時払制度とは…

保険事故が発生した際、公示催告または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、通常6か月から1年かかるといわれている除権決定による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額（支払限度額）の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注① 公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公示することをいいます。

注② 除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

#### 万一事故にあわれたら…

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。警察・郵便局への届出、銀行への支払停止依頼等の必要な措置についてご説明します。

## ⑦ てん補限度額（支払限度額）・保険料

- 「年間売上高（保険始期直近の決算期間にかかわる売上高をいい、医業外収益も含まれます。）」により、下記てん補限度額、保険料表のようになります。
- てん補限度額（支払限度額）は任意で設定してください。  
例えば 年間を通じて最高1,000万円の現金が滞留している場合  
年間売上高1億5千万円。

てん補限度額（支払限度額） ⇒ 1,000万円  
年間保険料 ⇒ 39,000円

### 〈保管+運送中〉てん補限度額（支払限度額）保険料表

（保険期間 1年、一括払）

てん補限度額 （支払限度額）	年間基本保険料				
	年間売上高 ～1億円以下	年間売上高 1億円超 50億円以下	年間売上高 50億円超 100億円以下	年間売上高 100億円超 200億円以下	年間売上高 200億円超 500億円未満
100万円	13,000円	19,500円	26,000円	39,000円	180,400円
200万円	16,250円	22,750円	29,250円	45,500円	210,500円
300万円	19,500円	26,000円	32,500円	52,000円	240,500円
500万円	26,000円	32,500円	39,000円	58,500円	270,600円
1,000万円	32,500円	39,000円	52,000円	78,000円	360,750円

（注意）

1. 保険料は上記パターンの中からお選びください。  
上記パターンに当てはまらない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
2. 保険金額について  
貨紙幣類・有価証券合算の1事故の限度額です。  
1事故てん補限度額（支払限度額）は、保険金支払い後も減額しません。

## コーポレートマネーガード保険のあらまし

この保険の対象	<p><b>【貨紙幣類】</b> 以下に定めるものをいいます。ただし、家計用のは除きます。また、第三者より受託した貨紙幣類・有価証券も対象から除きます。</p> <p>(1) 貨紙幣（外国通貨を含みます。） (2) トラベラーズチェック (3) 郵便切手、収入印紙、 収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車重量税印紙、登記印紙、健康保険印紙 (4) 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券 (5) クーポン券、乗車券（定期券・航空券を含みます。）、高速道路回数券、入場券（前売券を含みます。） (6) プリペイドカード（テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード） (7) 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎりです。） (8) 郵便為替、利札、宝くじ（抽選日前にかぎりです。）、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票 (9) 小切手（繰引であると否とを問いません。） (10) 金・銀・白金の地金（フルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。）、ダイヤモンド原石</p>
	<p><b>【有価証券】</b> 以下に定めるものをいいます。ただし、家計用のは除きます。また、第三者より受託した貨紙幣類・有価証券も対象から除きます。</p> <p>(1) 国債証券 (2) 株券（新株券を除き子債株券を含みます。） (3) 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証券 (4) 手形、C.P.（コマーシャル・ペーパー） (5) 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預かり証 (6) 預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預かり証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。）</p>
	<p><b>【保険の目的から除外される主なもの】</b> (1) 新株券 (2) タクシーチケット（未使用・使用済みの如何を問いません。） など</p>



## コーポレートマネーガード保険のあらまし（続き）

保険金をお支払いする場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国内における輸送中または保管中の貨紙幣類・有価証券につき、保管期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害（実損害）に対して、加入者証記載のてん補限度額（支払限度額）を限度として、保険金をお支払いします。</li> <li>2. 次の費用の損害に対して保険金を支払います。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公示催告および除権決定の手續きに要した費用（ただし、株券については株券喪失登録の手續きに要した費用。）</li> <li>(2) 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料</li> <li>(3) 遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、貨紙幣類・有価証券合算の加入者証記載のてん補限度額（支払限度額）の20%をもってそれぞれ限度とします。</li> <li>(4) 「貨紙幣類・有価証券」が再発行された場合は、それに要した費用。</li> </ol> </li> <li>3. 貨紙幣（外国通貨を含みます。）が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額を限度とします。</li> </ol>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>詳しくは普通保険約款および特約事項等に記載されておりますので、ご参照ください。</p> <p>&lt;貨紙幣類・有価証券共通&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失</li> <li>(2) 戦争、暴動（テロを含みます。）、ストライキ、騒擾（もうじょう）、その他群衆・集団によってなされた暴力的、騒動的な行動</li> <li>(3) 地震・噴火・これらによる津波、原子力危険</li> <li>(4) 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落</li> <li>(5) 取引相手による詐欺</li> <li>(6) 身代金の支払い</li> <li>(7) 放火</li> <li>(8) 保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）</li> <li>(9) 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤、または受取不足等の事務的・会計的間違い</li> <li>(10) 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足（外部からの侵入の形跡が明らかでない場合を含みます。）</li> <li>(11) 化学兵器、生化学兵器、電磁兵器に起因する損害</li> <li>(12) 貨紙幣（外国通貨を含みます。）以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋（が）造</li> <li>(13) サイバー攻撃（コンピューターシステムへのアクセスまたはコンピューターシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。）により生じた損害</li> </ol> <p>&lt;小切手&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故小切手が支払呈示期間内に支払いのため適法に呈示された場合において、支払人が支払いを拒絶した場合、ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不審に該当する場合、または、保険事故に起因して当該小切手の要件の欠缺（けんけつ）・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。</li> <li>(2) 事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止された場合</li> </ol> <p>&lt;手形&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故手形が支払呈示期間内に支払いのため適法に呈示された場合において、振出人または引受人が支払いを拒絶した場合、ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不審に該当する場合、または、保険事故に起因して当該手形の要件の欠缺（けんけつ）・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。</li> <li>(2) 事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止された場合。</li> <li>(3) 事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは開始決定、特別清算手続開始の申立もしくは開始決定、民事再生手続開始の申立もしくは開始決定、会社更生手続開始の申立もしくは開始決定または銀行取引停止処分がなされる場合、または強制執行が功を奏しなかった場合</li> <li>(4) 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払いを停止した場合</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>

## 即時払制度

手形・株券等の有価証券（国債証券を除きます。）の事故の場合、公示催告注1または株券喪失登録等の約款上定められている諸手續をしていただくこと、即時払として貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額（支払限度額）の10%を限度に保険金をお支払いします。この即時払制度を利用することにより、事故の際に緊急に資金手当をする必要がなくなり、金利負担を軽減することができます。

\*即時払とは、手形や株券等の有価証券（国債証券を除きます。）に保険事故が発生した際、公示催告注1または株券喪失登録等の諸手續をしていただくことで、一定期間を要する除権決定注2による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額（支払限度額）の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注1 公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公告することをいいます。

注2 除権決定とは、一定期間公示した後、取捨得者がなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

## 現金総合保険 〈保管中のみ〉

— 動産総合保険 商品包括方式B —

### 1 保険契約者

一般社団法人 日本病院会

### 2 加入対象者・被保険者（保険金受取人）

- ①「代表者が日本病院会の会員である病院（医療施設）」
- ②「①が属する法人」
- ③「代表者が日本病院会の会員である法人」
- ④「代表者が日本病院会の会員である法人の傘下の事業所」

### 3 保険の対象

病院の所有する現金（貨・紙幣）、小切手、手形および有価証券等  
※白地小切手および白地手形は保険の対象ではありません。

### 4 補償の範囲

加入依頼書記載の保管場所（病院所在地等）に保管中のみ  
※保管場所が複数の施設（病院や診療所など）となる場合は、施設ごとに加入が必要です。

### 5 保険金をお支払いする主な事故

この保険では、「特に免責事由（保険金をお支払いできない場合）として規定する事故を除き、」「保管中の」現金、小切手、手形および有価証券等に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害に対して保険金が支払われます。

例えば

- 〈1〉金庫（注）に保管していた現金が強盗にとられた。
  - 〈2〉火災により現金が焼失した。 など
- （注）金庫とは耐火定置式のものをいい、手携げ金庫など可動式のを除きます。  
なお、下記⑥「保険金をお支払いできない主な場合」の〈6〉をご参照ください。

### 6 保険金をお支払いできない主な場合

- 〈1〉地震・噴火・台風・洪水・戦争・暴動・騒じょうなどの天災・事変による損害
- 〈2〉保険契約者・被保険者およびその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 〈3〉法定代理人、同居の親族または使用人が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗などによる損害
- 〈4〉紛失・置き忘れ（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）、詐欺・横領、公共機関の差し押さえによる損害
- 〈5〉偽造・変造された貨紙幣・有価証券による損害、計算違いや不突合による損害
- 〈6〉営業（診療）時間外に金庫外で保管中、および営業（診療）時間外に金庫内保管であっても、金庫が施設されていない場合の盗難による損害 など



## 7 保険金のお支払方法

### ① 損害保険金

保管中の現金、小切手、手形および有価証券等について損害が生じた場合は、保険金額を限度として次の算式により算出された損害保険金をお支払いします。

ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額または1事故で補限度額のいずれか低い額）が限度となります。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

\*自己負担額（10,000円）

\*全損の場合、および火災や落雷・破裂・爆発による損害の場合は自己負担額は控除しません。

### ② 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金×10%以内で、実費をお支払いします。

### ③ 修理付帯費用保険金

火災・落雷・破裂・爆発により保険の対象が損害を受けた際に、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。（ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫構内にある保険の対象を除きます。）

保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。

### ④ 臨時費用保険金

以下の事故により保険の対象が損害を受けて損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%（ただし、1事故につき300万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。

●火災、落雷、破裂・爆発 ●風災、雹(ひょう)災、雪災

●外部からの物体の飛来・衝突 ●水濡(ぬれ)れ 等

(注) 盗難による事故、上記によらない偶然な事故の場合は、お支払いの対象となりません。

※ ②、③、④の保険金はそれぞれ保険金額の外枠払いでお支払いします。

## 8 保険金額（補償額）・保険料・自己負担額

●下記「保険金額（補償額）、保険料表」のようになります。

●保険金額は病院内の各保管場所ごとに保険期間の予想最高保管金額で設定してください。

例えば

年間を通じて最高1,000万円の現金が事務所内に滞留している場合

保 険 金 額	⇒	1,000万円
年 間 保 険 料	⇒	55,000円

※ (注意) 予想最高保管金額が保険金額を上回ることのないよう保険金額を設定してください。  
(予想最高保管金額 ≤ 保険金額)

### 〈保管中のみ〉 保険金額保険料表

(保険期間 1年、一括払)

保 険 金 額	年 間 保 険 料
100万円	¥5,500
200万円	¥11,000
300万円	¥16,500
500万円	¥27,500
1,000万円	¥55,000

(注意)

1. 保険料は保険金額に比例します（100万円単位で、上記以外の補償額にも加入できます）。

2. 保険金額について

貨紙幣類、小切手、手形および有価証券等合算の1事故の限度額です。

保険金額は、保険金支払い後も減額しません。ただし、1事故で保険金額（補償額）をお支払いした場合、保険は終了します。

3. 自己負担額について

1事故につき、10,000円が自己負担となります。

全損となる場合または事故が火災（焦げ損害を除きます）、落雷、破裂または爆発による場合は、自己負担額はありせん。



## ご加入の手続きについて

### 〈1〉 加入依頼書の作成・送付

実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。保険の対象の価額等の、お客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と違ってないか改めてご確認ください、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。

加入依頼書に必要事項を記入し、下記あて送付してください。

＜送付先＞ 〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15  
ホスピタルプラザビル1階

株式会社 日本病院共済会  
(TEL 03-3264-9888)

### 〈2〉 保険料の送金

保険料は締切日までに着金するよう下記あてにお払込みください。

なお、保険料請求書をご希望の場合(株)日本病院共済会までご連絡ください。

＜振込先＞ みずほ銀行 麹町支店  
普通預金口座 No. 1325542  
株式会社 日本病院共済会

### 〈3〉 締切日

3月3日(金) (保険料着金、加入依頼書着)

### 〈4〉 保険期間

2023年3月25日午後4時から1年間

### 〈5〉 加入者証の送付

ご加入施設には、5月～6月頃までに加入者証をご送付させていただきます。(中途加入の場合は1～2か月後) 6月末までに加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

### 中途加入の場合

保険期間の中途からでもご加入になれます。この場合の加入手続きは次のとおりです。

〈1〉 加入依頼書の作成送付

〈2〉 保険期間

保険料が下記振込先口座に着金した日の翌日から2024年3月25日午後4時までとなります。

〈3〉 保険料の送金

・保険料は保険料表により計算した年間保険料の月割となります。

・＜振込先＞ みずほ銀行 麹町支店

普通預金口座 No. 0768088

損害保険ジャパン株式会社代理店 株式会社日本病院共済会

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## —ご 注 意—

### ●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉

#### ■加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（※）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（※）加入依頼書の次の欄に記載の事項および危険に関する重要な事項として損保ジャパンが別の書面で告知を求めた事項をいいます。

①被保険者 ②輸送用具 ③輸送区間 ④貨物（保険の対象）  
⑤保険料算出の基礎 ⑥保管場所 ⑦他の保険契約等

### ●加入依頼書記載事項

加入依頼書は「保管中補償」と「保管中+運送中補償」に分かれていますので、ご注意ください。加入依頼書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

### ●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 次のような場合には、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

#### ■加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生したこと。 ただし、他の保険契約等に関する事実は除きます。

（※）加入依頼書等および付属書類に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。

また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

#### ■ご契約者の住所等を変更される場合

- (2) 貨物を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。  
事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。  
（注）(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがあります。

### ●万一事故に遭われたら…

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況証明書、罹災証明書、盗難届出受理書、契約運送人・取引業者からの原因調査報告書・現認書 など
③	貨物の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1) 被保険貨物に関する事故、あるいは他人の財物損害に関する賠償事故の場合 納品書・出荷案内書あるいは仕切状、価格申告書、損害品明細書、損害品検査書、修理等費用見積書あるいは請求書、諸費用請求書、損害品買受証、写真 など (2) 有価証券に関する事故の場合 ①手形・小切手等に関する事故の場合 公示催告の申し立てに関する書類一式 公示催告申し立書、上申書、小切手発行証明書、手形振出証明書 など

〈続く〉



必要となる書類	必要書類の例
〈続き〉	②株券に関する事故の場合 株券喪失登録申請に関する書類一式 申請書、売買証明書、売買契約書、盗難届、遺失届、上申書 など (3) 共同海損あるいは救助に関する事故の場合 船荷証券、用船契約書、共同海損精算書、救助契約書、救助費見積書・請求書 など (4) 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書、死体検案書、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	送り状または発送原票、売買契約書、納品書・出荷案内書または仕切状、運送状、運送契約書 など
⑤ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書、調停調書、和解調書、被害者からの領収証、承諾書 など
⑦ 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債券額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご報告のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象になります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●帳簿の備付け

(1) 契約者は、個々の輸送につき、有価証券・貨紙類の種類、数量、価額、発送地、輸送過程、仕向地、輸送用員名、発送日を記載した帳簿またはこれに代わるべき書類を備付け、かつ、損保ジャパンが要求したときは、これを閲覧させなければなりません。

(2) 保険契約者が前項の規定に違反したときは、損保ジャパンは、この契約を解除することができます。

●加入者証

募集の関係上、保険開始後2～3か月後に加入者証を発行させていただきます。万が一加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

## お問い合わせ先

### ●取扱代理店〈内容および申込み等〉

株式会社日本病院共済会

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスpitalプラザビル1階

TEL 03-3264-9888 / FAX03-3222-0016

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

### ●事故の連絡先

#### ①「保管中+運送中補償」にご加入の方

損害保険ジャパン株式会社 海上保険金サービス室 運送保険金サービス課

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階

TEL 03-5913-3727 / FAX03-6853-6390

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

#### ②「保管中補償」にご加入の方

損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス課

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階

TEL 050-3808-6600 (代表) / FAX03-3385-5500

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

#### ①②共通

事故サポートセンター TEL 0120-727-110

(受付時間：◆平日/午後5時から翌日午前9時まで

◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間)

### ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5113

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

### ■保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808 (通話料有料)

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結した有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。ご不明点等がある場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。